

# 高齢者の暮らしをみんなで支える介護保険

介護保険は、介護が必要になった高齢者が地域で安心して暮らしていけることを目指すとともに、いつまでも自立した生活を送れるよう支援するための制度です。40歳以上の皆さんが納める介護保険料と公費(税金)を財源にして運営しています。

公費 50%	12.5%	12.5%	25.0%	29.0%	21.0%	保険料 50%
	市	県	国	40-64歳の方の保険料	65歳以上の方の保険料	※居宅サービスの場合の財源内訳

## 40～64歳の方(第2号被保険者)の保険料

加入している医療保険の算定方式により決定します。



医療保険の区分	保険料の額の決め方	保険料の納め方
国民健康保険	世帯に属している第2号被保険者の人数や所得などによって決定	同世帯の第2号被保険者全員の医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、世帯主が納付
職場の健康保険	健康保険組合、共済組合など、加入している医療保険の算定方式に基づいて決定	医療分・後期高齢者支援分と介護分を給与から天引き ※40歳～64歳の被扶養者(主婦など)は個別に保険料を納める必要はありません

## 65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料

介護保険サービスなどにかかる費用から算出された「基準額」を中心に、市民税の課税状況や所得、年金収入に応じて8段階に分かれます。



### 第五期介護保険事業計画期間の保険料(平成24～26年度)

所得段階	対象者	保険料割合	保険料額
第一段階	・生活保護被保護者 ・市民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者	基準額×0.50	年額 27,600円
第二段階	・市民税非課税世帯で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	基準額×0.50	年額 27,600円
第三段階	・市民税非課税世帯で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下	基準額×0.75 ×11/12	年額 37,950円
第四段階	・市民税非課税世帯で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超	基準額×0.75	年額 41,400円
第五段階	・市民税課税世帯のうち本人が市民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	基準額 ×11/12	年額 50,600円
第六段階	・市民税課税世帯のうち本人が市民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超	基準額	年額 55,200円
第七段階	・本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が190万円未満	基準額×1.25	年額 69,000円
第八段階	・本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が190万円以上	基準額×1.50	年額 82,800円

## 観光ゴンドラ あだたらエクスプレス で安達太良山の大自然と眺望を満喫!

### 毎日営業

営業時間 8時30分～16時30分

料金	大人	小人
	片道 950円	700円
	往復 1,650円	1,250円

※天候状況により安全のため運休する場合があります。

### ★ 高原バーベキューランチ2～80名様

1人前料金 1,500円  
(追加で焼きそば又はライス・みそ汁のオーダーが可能です。)

### ★ ゴンドラパック(ゴンドラ往復+高原バーベキューランチ)

1人前料金 大人2,500円 小人2,300円

〈富士急レストハウス11時30分～14時30分前日正午までに要予約〉



高原バーベキューランチ15名から25名  
送迎いたします  
TEL0243-24-2141  
http://www.adatara-resort.com

二本松市奥岳温泉

あだたら高原リゾート

## 保険料の納め方 介護保険料の納め方は、特別徴収と普通徴収の2通りに分かれます。

### 特別徴収

高齢・退職・遺族・障害年金の受給額が年間18万円以上の方は、年金から天引きになります。保険料の年額が、年金の支払い月に年6回に分けて天引きになります。

仮徴収		本徴収	
4月(1期)	前年の所得が確定していないため、仮に算定した保険料を差し引きます。	10月(4期)	確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引き、3回に分けて天引きします。
6月(2期)		12月(5期)	
8月(3期)		2月(6期)	

### ?年金をもらっているのに納付書が届いたんだけど…。

特別徴収の方でも、一時的に普通徴収(納付書)で納める場合があります。

例えば、年度途中で65歳になった方、他の市町村から転入した方、所得段階(年額保険料)が変わった方、年金が一時差し止めになった方などです。

### 普通徴収

高齢・退職・遺族・障害年金の受給額が年間18万円未満の方は、市からお送りする納付書により、取扱金融機関等で納めます。

### ?外出が難しく、納付書で納めることができないのですが…。

口座振替が便利です。介護保険料の納付書、通帳、印鑑(通帳届出印)をご用意のうえ、市内金融機関、収納課(市役所1階)または各支所地域振興課でお申し込みください。

※口座振替の開始は、通常、申込日の翌月からになります。

※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできないことがあります。

## 保険料を滞納すると…

特別な事情がないのに保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、利用者負担が1割から3割になったりする措置がとられます。保険料は必ず納めてください。



1年以上滞納した場合	介護保険サービス利用時の支払い方法の変更 介護保険サービスを利用した時、一旦利用料の全額を自己負担しなければなりません。保険給付分(費用の9割)は、申請により後で払い戻されます。
1年6カ月以上滞納した場合	保険給付の一時差し止め 差し止め額から滞納保険料を控除 払い戻されるはずの保険給付分(費用の9割)の一部または全部を一時的に差し止めるなどの措置が取られます。滞納が続く場合は、差し止められた額から保険料が差し引かれる場合があります。
2年以上滞納した場合	利用者負担の引き上げ 高額介護サービス費等の支給停止 介護保険料の未納期間に応じて、本来1割である利用者負担額が3割に引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなります。

介護保険は助け合いの精神に基づく社会の仕組みです。介護保険料は介護が必要な方を支える大切な財源になっています。介護保険サービスを利用していないという理由でお返しすることはありませんのでご理解ください。

◎問い合わせ…高齢福祉課介護保険係 ☎(55)5115

# 不要になった農機具やピアノ買い取りしてます

※その場で現金をお支払いします。

**古くても動かなくても買い取り可能です。 東南アジアで再び活躍させてください。**

耕運機・トラクター・管理機・コンバイン・発動機・発電機・草刈り機・チェーンソー・揚水機・その他の農機具はご相談ください。ピアノ(YAMAHA、KAWAI、その他) 電子ピアノの故障品は買い取り対象外です。

※状態によっては買取できない物もあります。拝見させていただきます。 ※農機具やピアノの片付けは安心な地元業者の当店にお任せください。

**資源を大切に合言葉に** 二本松市冠木15-1 営業時間10:00~18:00 **リサイクル Van Van二本松店 ☎0243-23-5922**